

規制改革案に関する意見書

政府の規制改革会議は、自由民主党の改革案を踏まえ平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」を安倍総理に答申した。このうち農業協同組合の見直しでは、単協が行う信用事業に関して、農林中央金庫等に信用事業を譲渡し、単協に農林中央金庫等の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式の活用を推進を図るとしている。

単協が現在行っている信用事業で窓口代理業務による手数料だけになった場合、JAの収益が低下することは明らかで、資金運用のメリットがなくなるため、地域の農業や暮らしを良くしようとする手立てがなくなる。

また、営農の事業水準を維持（施設の改築・改修・維持）するために、費用の不足分を購買・販売手数料、さらにはカントリーなどの利用料を高くして補てんするような動きがでたら本末転倒である。

今後、この答申が政府の決定として断行されれば、前述のほか各生産者部会や女性部活動の支援、中山間地域で生活する老人への食糧供給支援等、組合員はもちろんのこと、地域住民への営農や生活に関するサービスの低下につながり、農業・農村に多大な影響を与えることとなる。

また、組合員のあり方について、農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用については、一定のルールを導入する方向で検討するとしている。

単協の経営は、減少する正組合員の利用を増加する准組合員で補っていることから、准組合員の利用を制限することは単協の経営規模縮小につながり、農業・農村に多大な影響を与えることとなる。

よって、政府においては、農業振興並びに農村社会を含めた地域の活性を維持するため、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 単協が営む信用事業の農林中央金庫等への移行については、単協自ら判断できる制度とすること。

2. 准組合員の事業利用に制限を設けないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

岐阜県養老郡養老町議会議長 松永 民夫

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣